

四国医療専門学校の ChatGPT 等の生成系 AI の使用に関するガイドライン【初版】

【ガイドライン作成の背景】

近年、人工知能（AI）技術の発展はすさまじく、とりわけ ChatGPT 等をはじめとする生成系 AI が発表され、大きな注目を集めています。

このような生成系 AI は、様々な業務の効率化に資する一方、今後の社会への悪影響も懸念されています。

一方、令和4年の中央教育審議会の答申においては、「Society5.0 時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上は一層重要、時代が今後どのようなものになっていくのかは予測困難であるが、教員や学校は、こうした社会の変化に背を向けるのではなく、前向きに受け止めていくことが必要」とされています。

また、文部科学省からの「専門学校における生成 AI の教学面の取り扱いについて」（令和5年7月13日付け事務連絡）周知依頼があったところです。

これらのことを踏まえ、高い専門性と確かな実践力を備えた専門職を養成することを目的とする本校としては、ChatGPT 等の生成系 AI の利用を単純に禁止するのではなく、新しい技術を上手く活用していくために、本校教育現場における AI 利用についての大枠の指針を示すものです。

なお、ChatGPT 等が開発途上にあり、あくまで現時点での状況を反映したもので、今後の政府の方針等や他の高等教育機関の事例、学内の意見等を踏まえ、本留意事項の見直しや検討を続けていきます。

【ガイドライン作成の目的】

・授業等での AI の利用について、明確なルールを示し、学生及び専任教員・非常勤講師に伝え、ルールを確認する。

【AI の利用におけるルール】

〔学修〕

○ 学修は、学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成系 AI で成果物を作成するだけでは、学びを深めることにはならない。

生成系 AI が生成した文章を研究論文や卒業論文やレポート課題等の解答に利用することは、その出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずに当該出力レポート等に用いると意図せずとも、剽窃に当たる可能性があり、不正な行為とみなされる場合があること。

〔信頼性〕

○ 調べ学習等で生成系 AI を使用する場合も、AI の出力を鵜呑みにせず、正しい内容なのか、誤った内容なのか、また、著作権を侵害する恐れはないのか等、必ず自身で確認すること。

〔情報管理〕

- 生成系 AI に入力した情報が、意図せず流出・漏洩する可能性があることを踏まえ、個人情報や機密情報等については、入力しないようにすること。

【AI 利用における留意点】

- 授業における AI の利用について、学生間の公平性が担保されるよう留意する。
学生の中には、パソコンの利用が苦手な者やパソコンの利用が（合理的配慮等で）不可欠な場合もある可能性もあるため、学生の特性に十分配慮する。
- 他人の著作物¹⁾の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。
AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害²⁾することのないように留意する。

¹⁾ 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを言う。単なるデータ（事実）やアイディア（作風・画風等）は含まれない。

²⁾ 侵害に当たるかの要件は、一般的に、類似性（創作的表現が同じ又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が必要となる。

類似していない場合や既存の著作物を知らず偶然に一致したに過ぎない場合は著作権侵害とはならない。